

父老

守 屋 美 都 雄

- 一、は し が き
- 二、劉邦と父老の接觸面
- 三、父老とはいかなるものか
- 四、劉邦・父老結合の歴史的意義
- 五、漢の國家と父老
- 六、む す び

一 は し が き

漢の國家權力の構造と性格とを統一的に把握しようという試みは西嶋定生氏によって始めて企てられた。氏はまず漢の高祖劉邦の集團を豪族的な性格をもつものとしてとらえ、漢の國家の構造と性格とを、高祖集團の擴大として理解しようとしたのであった。¹⁾しかし氏の高祖集團のとらえかたについては、増淵龍夫氏から、漢代における人的結

合を理解するためには、一見パトリアルカルな支配隷屬の關係に類似するものでも、その内面においてその結合を支えるものとして、極めてパーソナルな對人信義の關係が存していることを認めねばならないという補正がなされた。²⁾そして私もまた、主として實證的な立場から、劉邦集團を豪族的なものともすることに全面的に異議を挿み、集團内部における對等性を強調したのである。³⁾

このように論議の中心が劉邦集團のとらえかた如何にかかってしまったために、西嶋氏の提出した國家權力の問題についての論議はここ數年間、影をひそめた形になってしまった。⁴⁾しかし、昨年にいたって増淵氏は氏獨特の明快な論法を以て、再びこの問題に立向われた。すなわち氏は、パーソナルな結合關係と、集團の支配關係とを、別個の社

會關係として概念化するのになしに、具體的な同一の社會關係の中にそれが矛盾なく化體しているような社會關係としてとらえようとされた。そしてその問題をとらえる手がかりとして、當時の集團における「約」・「約束」の事實をとりあげ、それらの「約」は契約的なものではなく、軍法・軍律の意味をもつていたことを實證し、當時の集團の幹部はパーソナルな關係で集團の長と結びつきながら、同時に長の規定する「約」を絶對的に遵奉せねばならなかったと説かれたのである。

ところで、私も、前稿以來、西嶋氏の提出した問題に對して、私なりの發言をしたいと思い、いろいろと考え續けておったのであるが、たまたま秦末漢初の社會に特異な存在をなしている「父老」というものを注視し、それを追求することによって、一つの解答を引き出せるのではないかと考えるにいたつたのである。

増淵氏の論は、まだ講演ないしその手記⁶⁾によってうかがわれる段階なので詳細はわからないが、私の構想と著しく異なる點は、氏があくまで高祖集團内におけるパーソナルなものとはパトリアルカルなものとの並存を説くのに對し私は

高祖の統一後には、パーソナルなものが次第に消滅していったと考える點にあるらしい。

課せられた問題の大きさをむづかしさから考えて、私は今後、いくつかの試論が出るのが當然と思う。その意味では増淵氏が氏の立場から問題を更に掘下げて下さることを期待するのであるが、一方、私自身の見解を出しておくことも、この際無意味ではあるまいと考えるので、ここでは私自身の構想をことさらに増淵氏のそれによって修正したり、またそれと調和させようとするのになしに、腹案のまゝ開陳してみることとした。

二 劉邦と父老の接觸面

まづ史記^{卷八}高祖本紀の中から、父老に關する記事を拾つてみよう。第一は秦の二世元年、沛の縣令が秦に叛くことを決意し、掾主吏の蕭何、曹參のすゝめで一度は劉邦を招いたが、途中で心變りして、沛の城門を閉ぢ、劉邦の來るのを拒んだときのことである。曰く、

蕭・曹恐れ、城を踰えて劉季^(劉邦)に保る、劉季乃ち帛に書し城中に射、沛の父老に謂いて曰く、天下秦に苦むこ

と久し、今父老。沛の令の爲に守ると雖も、諸侯並びに起らば今すなわ沛を屠らん、沛、今、共に令を誅し、立つ可きを選んで之を立て、以て諸侯に應ぜば、則ち家室全からん、然らずんば父子俱に屠られて爲すこと無けん。

父老、乃ち子弟を帥いて、共に沛の令を殺し、城門を開いて高祖を迎え、以て沛の令と爲さんと欲す、劉季曰く、……吾……恐るらくは能薄くして、父子兄弟を完うする能わざらん、此れ大事なれば、願わくは更あらめて可ならん者を擇べよと。……諸々の父老、皆曰く、平生聞く所、劉季、諸々の珍怪あり、當に貴かるべし、且つ之を卜筮するに、劉季の最も吉なるに如くは莫しと。高祖、數々讓るも、衆、敢えて爲る莫かれと。乃ち季を立て、沛公と爲す

と。第二はその後二年を距てた漢の元年、沛公劉邦が咸陽に入つたときのことである。すなわち

十一月……諸縣の父老、豪傑を召して曰く、父老、秦の苛法に苦むこと久し、……吾、當に關中に王たるべし、父老と約すらく、法、三章のみ、……凡そ、吾が來りし所以は、父老の爲に害を除かんとになり、侵暴する所有ら

んとするに非ず、恐るる無かれ

という有名な話の中に父老がでてくる。第三は翌二年のことで、項羽によつて漢王に封ぜられた劉邦が、項羽との爭覇を決意し、まづ三秦の地を收め、關を出づる時、「陝に至つて關外の父老を無して還」っている。第四は項羽との戦いが長きに亘つた翌々四年のことであるが、劉邦は項羽のため胸を射られ、創も漸く癒えたとき、「西のかた關に入り、櫟陽に至り、父老を存問して置酒し、故の塞王欣の頭を櫟陽の市に梟」した。第五は、翌五年、劉邦が垓下に項羽を破つたのちのことであるが、楚の地の大半が平定されたにも拘らず、秦の二世三年以來、項羽を魯公として仰いでいた魯の地だけが降らなかつた。すると劉邦は「魯の父老に項羽の頭を示し」たので「魯は乃ち降」つた。最後に第六は漢の高祖となつた劉邦が、その十二年、故郷の沛に錦を飾つたときのことである。本紀には

(高祖)悉く故人・父老・子弟を召し、酒を縱ほしにせしむ、……沛の父兄に謂いて曰く、游子、故郷を悲む、吾、關中に都すと雖も、萬歳の後、吾が魂魄、猶お楽しく沛を思わん……其れ沛を以て朕が湯沐の邑と爲し、其の民を

復し、世世、與る所有る無かれと、沛の父兄・諸母・故人、日と飲を樂しみ、驩を極む……高祖、去らんと欲す、沛の父兄、固く請い、高祖を留む、高祖曰く、吾、人衆多し、父兄、給する能わざらんと、乃ち去る……と見えている。すなわち劉邦は父老の支持によって沛公の地位をえ、父老の心を得ることによって、急速にその支配の目的を貫徹したといつてよい。このことは、秦末漢初における父老が決して無視できない社會的存在であつたことを示しているといえるであらう。そこで私は、(一)常時、父老というものが、いかなる範圍の社會にいかなる力をもつていたのであるか、(二)劉邦の集團は父老によって擁立される以前と以後とで、果してどのような變質を示したのか、という問題を究明したいと思う。

三 父老とはいかなるものか

公羊傳宣公十五年の條に、何休(二二九)は注して田に在るを廬と曰い、邑に在るを里と曰う、一里八十戸、八家、一卷を共にし、中里、校室たり、其の耆老の高徳有る者を選び、名づけて父老と曰い、其の辯護仇健有る

者を里正と爲し、皆、倍田を受け、馬に乗るを得しむ、父老は三老・孝悌の官屬に比^{なぞら}う、里正は庶人官に在るの吏に比^{なぞら}う、……春、父老及び里正、門を開き、塾上に坐し、晏く出でて時に後る者、出づるを得ざらしめ……十月、事、訖れば、父老、校室に教う

といつてゐる。父老の説明としては最も詳しく、漢代の事實を反映してゐると思われるふしがないわけではないが、さればといつてその凡てが漢代にあてはまるとも言ひ切れぬ。そこで、父老の動き自體の中から、その實態をとらえねばならないが、その前に私は「父老」が屢々「父兄」とも言われていることを指摘したい。たとえば前掲史記高祖本紀でも、父老によって沛公に擁立されようとした劉邦は、父兄子弟を完うしかねるとの理由で、それを辭退した。また史記に「魯の父老に項羽の首を示し」とあるのが、漢書^{卷一}下高帝紀では「魯の父兄に……」と作られ、さらに史記に「沛の父兄・諸母・故人、日と飲を樂み……」とあるのが、漢書^{卷一}下では「沛の父老……」と作られている。したがって、父老・父兄はほぼ同義の語とみてよいであらう。ところで、本來子なくして父はありえず、弟なくして兄は

ありえないわけであるから、「父兄」の存するところ、必ず「子弟」の在ることが想像されて然るべきである。いま父兄（父老と子弟との關係の緊密さを具體的な史料に徴するならば、たとえば沛の父老は劉邦支持を決意するや、乃ち子弟を帥いて沛の令を殺した。また項羽は垓下に敗れ、烏江の亭長から、吳に歸つて再起するようにすゝめられたとき、「籍（羽項）、江東の子弟八千人と江を渡つて西せり、今一人の還るものなし、縦い江東の父兄、憐んで我を王とするとも、我、何の面目あつてか之に見えん」と答えている。また項羽はかつて新安において秦軍に勝つたが、その時、秦將三人のみを諸侯にとりたてながら、秦の子弟二十餘萬を坑にした。そこで秦の父兄は、子弟を見殺しにして、自分達のみ榮位についた三秦王を深く怨んだという話もある。さらに、武帝のとき司馬相如は巴蜀の民に諭告して、「父兄の教え先にせざれば、子弟の率、謹まざるなり」といっている。¹¹⁾

そこで次には父老と子弟とが緊密な關係を保ちながら生活していた「場」はどこであつたかを考えねばならぬ。換言すれば父老は平素いかなる社會の子弟を規制していたの

かを考えてみたい。私はその「場」を當時の地域社會の最下部たる「里」に求めたい。里の實態については、さきに小畑達雄氏が懇切な論文を書いておられるが、若干の史料を補足しながら考察してみたい。秦代の里については十分の史料はないが、韓非子卷一四外儲說右下篇に

秦の昭王病あり、百姓、里ごとに牛を買い、家ごとに王の爲に禱る、公孫述、出でて之を見、入りて王に賀して曰く、百姓乃ち里ごとに牛を買い、王の爲に禱ると、
：王曰く、之を譬すること人ごとに二甲なれと
とあり、また異傳を録して

：王、因つて人をして之を問わしむ、何の里か之を爲すと、其の里正と伍老とを譬すること屯ごとに二甲としてゐる。これは里が一つの行事に當つて協同している例である。秦の始皇帝は、その酷しい刑罰や徵發で、里の生活に打撃を考えたのであつたが、それでもその三十一年十二月に「黔首に里ごとに六石の米と二つの羊を賜うて」¹²⁾いる（史記六本紀）のは、當時の社會に里がなほ重要な基礎單位をなしていたことを思わせる。¹³⁾

里は通常、周邊に障壁を廻らし、¹³⁾里門¹⁴⁾によって出入が行

なわれた。里の住民の大半は農民であるが、多少は商行爲その他の生業を営む者もあったらしい。¹⁵⁾國家の指令、たとえば求盜の命令など、里門を監する微祿の吏のもとに到達し、そこから里内にふれ廻された。¹⁶⁾

里内の住民の經濟生活は個々の家を單位として營まれていたが、人々は他家の私事に亘ってまで互いに強い關心をもっていた。いま漢代の實例を拾ってみると劉邦と盧綰が同日同里に生れたとき、里中、羊酒を携えて兩家を賀し、兩者壯年に及んで相愛するや、里中また兩家を賀した話は餘りにも有名である。¹⁷⁾またかつて王吉が長安に學んだ頃、東隣りの家の棗の木が、吉の家の庭に垂れ下ってきた。妻がその實をとって吉に食ましめたところ、吉は怒ってその妻を去らしめた。隣家はそれを聞いてその木を伐ってしまった。そこで隣里は共にこれを止め、固く吉に請うて婦を還させた。里中、これが爲に語って「東家に樹あり王、陽って婦を去る、東家に棗完うして去婦復た還る」といったという。¹⁸⁾

次に宣帝のとき、茂陵の徐先生が、度々霍氏の反逆を天子に警告したが容れられず、霍氏亡ぶのち、董忠らが封ぜ

られたのにも拘らず、一向報いられぬことがあった。その時、ある人が一つの寓話を上書して宣帝を諫めた。その寓話はこうであった。「ある客が主人の家を過り、積薪のそばにかまどの煙突が眞直ぐに出ているのを見て注意を與えたが主人はきかなかつた、のち果して火を失したが、郷聚里中の人は哀しんで之を救つた。主人は牛を殺して救いに來た人をねぎらつたが、さきの客を錄さなかつた」と。この寓話は里内非常のときの里民の協力の一面をあらわしているといえよう。

次に里の協同的行事は何かというと、まづ社の祭がある。史記卷五六陳丞相世家によると、陽武縣戶牖郷の陳平は里中の社の宰となり、肉食を分つこと甚だ均しかつたので父老がこれをほめたところ、陳平は、自分をして天下を宰することを得しめるなら、この肉のようにするであらうと豪語したという。史記^{卷二}八 封禪書を見ると、「高祖十年春、有司請う、縣をして常に春三月及び時臘を以て社稷を祀るに羊豕を以てせしめ、民里の社は各々自財して以て祠らしめんと、制して曰く可」とあるが、この時を俟つまでもなく里社の費用は里民の自辨であつたろうと思われる。次は

雨に關する祭であつて、春秋繁露^{卷一} 止雨篇に

縣・郷・里をして皆社下を掃かしむ、縣邑若しくは丞・

令史・畜夫三人以上・祝一人、郷畜夫若しくは吏三人以上・祝一人、里正・父老三人以上・祝一人、皆、齋すること三日

とある。次には里内の施設の營繕ということもあつた。漢書^{卷七} 于定國傳をみると

始め定國の父于公、其の閭門壞れ、父老共に之を治むるに方り（師古曰く、閭門は里門なり）于公謂いて曰く、少しく閭門を高大にし、駟の高蓋車を容れしめよ、我獄を治むるに陰德多し、未だ嘗て、冤ある所あらず、子孫、必ず興る者あらんと

という話がある（説苑卷五貴徳篇にも類似の話があるが、そこでくしたとあり、父老^{は于公が廬舎を築治するに匠人に謂つて門を高くことは見當らない}）。

さて、このような里の中で、父老はどのような働きをしていたであらうか。いったい父老といひ父兄といつても、それは必らずしも血縁的な長上を指すとは限らなかつた。

かの陳平の例をみても、彼は早くから兄に養われ、のち戸牖郷の富人の女孫を娶つて兄からも獨立していたのである

から彼を賞した父老が血縁的な父兄でなかつたことは明か²⁰⁾

である。要するに父兄・父老というのは、父事せられ、兄事せらるべき人々という意であると思う。それは小畑氏の言われた通り、中央の政治意志によって設けられた官ではなくて、まさに里の中に、その共同自營の必要から自らにその位置を生じた経験者であつたのである。父老は里社の祭には、おそらく里の子弟中より社宰を選任し、社費の收支を監督し、社祭の行事を指導し、社祭を擔當した子弟のしかたを批評したのであらう。また里社における止雨の祭には自らその祭祀の役を擔當した。父老はまた里の土木營繕を管理したことも前述の通りである。さて、居延漢簡の中には里の父老のことを記した次の二簡がある。

(A) 北□□ 呬
秋賦錢五千 正安釋□□ 封檢類(四七九)三六・一
□□里父老□□
畜夫京佐吉□

(B) 陽 燧 □秋賦錢五千 東利里父老夏聖等數
西郷守有秩志臣佐順臨 封檢類(四九二)四三・一
從請親且

(A)(B)兩簡の一番上の横並びの字は、賦錢を發送した地方の名であらう。「陽燧」はいまの河南省滎陽縣方面に當る

陽縣のことかも知れないが、(A)の地名は縣の名ではなさそうである。

(A)(B)二簡はこれらの地方から居延に向けて送られた賦錢に添えた送り狀らしい。²²⁾ 賦錢は

出鋪錢萬五千、給吞遠倉……
錢數類(三三)
一三三三

などであるのから見れば、おそらくは熟した名辭である。

賦錢が算賦・口賦のみを意味するか、それ以外の諸種の賦歛をも含むかは明かでないが、ともかく、それが居延に届くと、帳簿に集計された。²³⁾ 賦錢の使途としては、給料への充當が主だったらしく、漢簡の中には賦錢を出して隊長・候史・候長・令史の俸錢を給した例が見出される。²⁴⁾

漢簡中、秋賦錢がみな五千である(封檢類四六・三)のはどういふわけか一應問題であるが、僅かの断片から一般的結論を出すことは危険であろう。

さて問題の兩簡下段の細字の解讀に入ろう。便宜上缺字の無いB)をさきに扱おうと、私は次のように讀むべきではないかと思う。

東利里父老夏聖等(教)數(教數の教は衍字か、致という字の誤りであ
ろいう、私は衍字とみるのが一番よいと思う)
西郷守有秩志臣・佐順臨、從請親且(且は見の誤)
(りと思う)

(B)簡をこのように讀み、それと對比し、また若干の想像を加えながら、(A)簡の空白を埋めて讀めば次の如くなる。

□□里父老□□里

正安釋等數(又は致數
であらう)

喬夫京・佐吉臨

なお(B)簡の「從請親且」四字は(A)簡の方には見えない。

これは難解の文字であるが、強いて私見をのべれば「有秩は郡の任命するもので、縣の任命する喬夫より格式が高いしたがって、通常、親ら里の賦錢の出納の立會人となるような例がなかったのを、何らかの事情で請願に應じてそこに臨んだ」という意味ではあるまいか。

さて漢簡をこのように解すれば、父老は時に賦錢の如き公金の取扱いにまでタッチしたことがあったといえる。しかし、そのことは必らずしも、父老が里における自然發生的という本來の性格を喪失して、漢の官制の末端に繰込まれたことを意味するものではなからう。(A)(B)兩簡にみえる喬夫、守有秩の名は、これら賦錢の徵集・封入・發送の正式の責任が、父老の上にあるのではなく、郷官たる彼等の上にあることを明示したものであると思う。

なお漢代に直接關係ある記事ではないが、説苑卷一「善

說篇に、「齊の宣王が社山に獵したとき、社山の父老十三人が相互に王を勞つたので父老に田を與え、租をとらぬこととした。ところが閭丘先生なるもの（父老の一人であらう）が獨り

拜さなかつたので、王は更に父老に舊役の免除を加えた。

ところが閭丘先生が相變らず拜さないので王がそのわけを聞いた。すると閭丘先生が答えて、自分が王を勞つたわけは、壽・富・貴の三つを王に求めるためであるが、それは何も稅役の免除のことなどではない。王が良家富家の子の品行ある者を吏にえらんで法度を平かにし、また百姓を動かすに時を以てし、さらに長老を敬することを教えられるならば、自分は壽・富・貴の三つを得たに等しいと答えた。齊王はここで、閭丘先生に請うて相と爲そうとした」という話がある。この話は齊の宣王のこととなっているが、推して以て漢代の父老のありかたをしのぶ手がかりとなるかもしれない。この話から考えると父老は原則的に平常國家から何等物的な特權を與えられていたのではないが、反面、國家と接觸する立場にも立ち易く、そのようなときには、父老たる地位が物をいって、壽・富・貴にも與る機會をも

つていたらしいのである。

以上、父老の里内における働らきを見てきたが、父老はまたしばしば里を代表して、郷・縣等の行事にも參加したと思われる。史記卷一二六「滑稽列傳」の褚先生補續の部分に、西門豹が鄴の令となつて、河伯に婦女をさへげる弊風をやめさせた話がある。それは魏の文侯の時のこととなっているが、その内容は漢代の事實を反映している觀がある。すなわち豹は、鄴の長老からこの舊慣をきいたが、毎年三老・廷掾は百姓に賦して數百萬を得、二三十萬だけ使つて残りは巫祝と共に分ち取つてゐるとのことであつた。そこで、豹は、今度、河伯に婦をさへげるとき、三老・巫祝・父老は女を河邊に送つてから、自分を招いてくれと約した。その日になると三老官屬・豪長者・里の父老皆集つたが、豹は犠牲となる女の顔を一見した上で三老・巫祝・父老に向つて、この女は美しくないから、後日もっと美しい女を送ると河伯に告げて來いといつて、大巫姫を河中に投じ、それが上つて來ないので更に弟子・三老を相次いで河中に投じた。人々は驚いて、その後は河伯の爲に婦を娶るなどと言わなくなつたという。秦漢のころにはこのように正規

の賦税以外の民の負擔の下に、顔役達が不當の利を喰む機會があつた。その場合、里の父老が縣の行事に参加してゐることは注意されてよからう。このように父老が里より大きな地域社會に關係をもちうるならば、同時に他の里の父老と語らうことによつて郷の輿論を作り、更に他郷の父老と語らうことによつて縣の輿論を作ることができたであらう。管見の及ぶ限り、郷父老・縣父老というものは史料の上には見當らないが、實際上、郷・縣の輿論を代表する父老の存在を考へることは、強ち飛躍の論ではあるまいと思ふ。漢の十二年、高祖劉邦が沛を訪れ、沛縣に復を賜うたとき、沛縣の父兄たちは同じ沛郡の屬縣である豐縣のためにも復を賜わらんことを請うている。豐は劉邦の生れ故郷であるが、初め雍齒という人に與して劉邦に従わなかつたので、高祖の怨みを買つていたのである。沛の父兄が豊のために復を請うたという事實は、平素における豊沛兩縣の父老の相互の交通の存在を示すものではあるまいか。

四 劉邦・父老結合の歴史的意義

父老が子弟と共に里を形成し、内にあつては里の子弟を

規制指導しつゝ、外に向つては里を代表して、より大きな輿論の形成にその力を發揮してゐたことは前章において明かになつた。さて漢の高祖劉邦はこのような里に生れ、里に育まれた。しかし彼は決して里中の模範的子弟ではなかつた。畑仕事はやらぬ、酒は飲み倒す、人を侮る、大言壯語する、やがては徒黨を組んで里の外を徘徊する無賴漢となつた。その集團の主要分子は亡命の徒や桀驁のやうなわゆる「少年」であつた。少年の語について増淵氏はその用例を豊富に引いて「常に徒黨をくんで姦をなし、變に應じて事を起すいわず年少無賴の輕俠の徒」であると解せられた。²⁵⁾ その行動の面からいへばまさにその通りであるが、私はこれを發生的な面からみて、「里中における父老の規制から脱落した子弟たち」といつてよいと思ふ。²⁶⁾ 高祖五年の論功行賞のとき、高祖はその功臣に向つて「諸君、獨り身を以て我に従えり、多き者も兩三人、今蕭何のみ宗數十人を舉りて皆我に隨えり」といつてゐるが（史記卷五三、蕭相國世家）、この言葉は初期の集團の主要メンバーが、その家族からすら離脱した存在であつたことを示してゐる。劉邦はこれら少年達や亡命者と共に里を離れて芒碭の山澤に出沒してい

たが、その時、沛の令からの招きを受けたのである。沛の令は途中から變心して劉邦の入城を拒む。このとき劉邦が城中の父老の抱き込みをはかり、父老の力によって沛の令を斃し、父老の擁立をうけて沛公となったことは、彼並びにその徒黨が、本來里の生活から離脱した存在であつただけに、一層、私共の目をひく。思うに劉邦は田儼・彭越・陳平・陳嬰・酈商等と同じように少年や亡命者を糾合することによって一應の勢力集團となることはできたが、そのような集團である限り、眞に名目の立つた政治集團に成長することが困難であることを知っていたのであろう。またこのような少年たちの集まりでは、いわば仲間的な對等意識が強くはたらし、その首長が衆に超越した支配權をにぎることは困難だったらしい。かの彭越は、少年の長となり、明日定刻の集會を約して別れたが、翌日、幾人かの者はやはりおくれてきた。彭越が期限に遅れた者を斬ろうとする、皆が笑つて、それほどまでにしなくても止めたという。この時、彭越は斷乎として、最も遅れた者を血祭にあげて衆を威怖させたのであるが、このような舉に出ない限り、彼は集團の上に超越的な地位を占め難かつたのである。

少年や亡命の徒數百人より成る劉邦の集團は、そうした集團の様式としてはほど最大限に達していたのであろう。この時に當つて、秦の始皇帝や楚の項羽と異り、里に生れ、里に育つた劉邦が、當時の社會の基底になお根強く存在していた里というもののとむすびつきを考えたとしても決して不思議ではない。彼は沛の令に向つて戦いを挑む前に、沛の父老に呼びかけた。父老はそれに應じて、子弟をして沛の令を殺させた。そして劉邦を迎えて沛公と仰いだ。いわば劉邦は、平常における父老の子弟規制の力を利用して、自ら勞せずして沛に君臨し、自ら里という協同體の上に安座してしまつたのである。私はこの時こそ、劉邦の集團の構造と性格とが本質的に轉換する時機であつたと思う。

劉邦が沛公となつた直後、「少年・豪吏、蕭・曹・樊噲等、皆、爲に沛の子弟二三千人を收」めたということがあつた。沛公となる以前の彼の勢力は、高々數百人であつたのが、このように俄かに數倍するのは、おそらく彼が沛の父老の承認のもとに子弟を徵發する權限を取得したことを意味するのであろう。また彼が、故郷の沛を訪れて立去ろうとしたとき、父老がこれを引留めると彼は「吾、人衆多し、

外にもその事實があつたと説いている。³¹⁾このような恩典は、時代が下ると共に形式化をまぬがれなかつたろうが、本來は高祖の櫟陽・沛縣の父老存問の精神に繋がるとみるべきであらう。なお父老のみでなく、里そのものに對する恩恵としては、史記^{卷一}○孝文帝本紀に「三年……諸民、里ごとに牛酒を賜う」という例があつた。

さきにのべたように父老は下は里内の、上は郷縣の輿論を代表したから漢では屢々その言葉に耳を傾けた。なお父老の外に長老というものもあつた。小畑氏は、長老は父老に比して血縁的性質の薄さを匂わせる呼稱であると言われたが、史記^{卷一}一七司馬相如傳を見ると、

相如、使する時、蜀の長老、多く西南夷と通することの用を爲さざるを言う……(相如)乃ち書を著し、籍^かるに蜀の父老を以て辭となし、已に之を詰難して以て天子に風す……

とも見え、兩者混用されているからその實態は相近いものであつたろう。さて、かの曹參は、齊の相となるや、盡く長老諸生を召し、百姓を安集する所以を問うたといひ(史記^{卷五}曹相國世家)、嚴助は秦の嶺南出兵について語るとき、

「我、長老の言を聞くに云々」といってあり(卷六嚴助傳)、張敞は宣帝の意をうけて長安の市の偷盜を禁壓するに當つて、まづ長安の父老を求問しておる(漢書^{卷七}張敞傳)。

父老や長老のこの性格は爲政者の意圖を下達させるときにも利用されている。武帝のとき代田法を考案した趙過は「二千石・令長・三老・力田及び里の父老の田を善くする者を遣わして、田器を受けて、耕種・養苗の狀を學ばしめたし(漢書^{卷二}食貨志、韓延壽は潁川太守となつて郡中に禮讓を以て教えんとし、郡中の長老の郷里に信仰せらるる者數十人を召し酒を設け、食を俱え、親しく與に相對接し(同^{卷七}韓延壽傳)、尹賞は長安令となつたとき、戸曹・掾史と共に、郷吏・亭長・里正・父老・伍人を部して、長安中の輕薄の少年・惡子その他の名を一切記載させ、數百人をえており(同^{卷九}酷吏傳)、黃霸は潁川太守となるや、郵亭・鄉官をして、皆、雞豚を畜せしめ、鰥寡・貧窮の者を贖たし、しかるのちこれを幾箇條かの教令とし、父老・師師・伍長に置えて、之を民間に班行せしめたといふ(同^{卷八}循吏傳)。

六　む　す　び

戰國以來、社會的諸階層が分化し、そこに放出された人々が互いに結集し、或いは豪族的な、或いは游俠的な集團を形成しつゝあつたことは嚴然たる事實である。しかしこのような動きの反面に、舊來の地縁的協同體である里というものが、なお根強く、廣汎に残つていたことも無視されてはならない。漢の高祖劉邦は、はじめこそ任俠的な習俗によつて支えられた結合體を形成したが、かれが王者として絶對的な支配權をかちえるためには、やはり民衆を直接掌握する必要があつたのであらう。劉邦が父老と結んだのは里という形で結集している民衆を、最も速く、最も效果的に掌握する手段であつたと私は思う。陳腐なようだが、漢の國家權力の基礎を里の上に求めるのが私の結論なのである。³³⁾

しかし乍ら、私は、秦末・漢初の里が平穩にその舊態を留めておつたとは決していわない。現に劉邦を生んだ沛に例をとつても、父老の規制の外に、劉邦や樊噲のような無頼の少年の結集があつたのである。里の秩序を崩壊せしめ

るような諸契機は、里の内外にはげしく渦巻いていたのである。當時の文獻には、地方の有力者として、豪・豪傑・豪強・賢豪・人豪の類が盛んに出てくる。かれらは人に卓越した才幹力倆によつて幾人かの人を役使していた。游俠とよばれる人々も、しばしばこれと重なり合つていた。游俠は廣く他の地域に連絡をもっており、里という地域内のみに力をもつ父老の權力の下風には勿論立たなかつたらう。當時の里の中では、生産技術の進歩につれ、富裕な階級を生ずると、共に顛落農民も生み出し、これが亦里の秩序を動搖させたであらう。里の中における商人の擡頭ということもまた考えられる。こうして豪族的結合ができ、一姓一宗を以て郷里を蔽ふことがあれば、父老の存在はまた浮き上つてしまふ。さらに漢の官僚の地位や富が向上すると、かれらが里民を威壓することも起りうる。かの萬石奮はその子の内史慶が、長安咸里の外門を入り、車を下りずに家に歸つたのを責めて、「内史は貴人、閭里に入れば里中の長老、皆走匿す」といって、叱つたので、そののち子弟は里門に入るや趨つて家に至つたという（史記^{卷一}萬石君傳）。しかし萬石氏の例が特例であることは言うをまたない。ま

た當時、里の中には他國からの流寓者が辿りついて土着すること多かつたが、そうした人々はその廣い見聞をもととして、子弟に強い影響を與え里内における父老の地位を奪うこともあったであろう。里における例ではないが、任安という人が長安近くの武功縣に流れ着き、求盜・亭父・三老・親民と進み、三百石の長となつた話（史記^{卷一}○四田叔傳）は大いに參照するに足りよう。況んや、彼が父老の占むべき三老の地位を得ているに於ておやである。その外、かの西門豹の話にあるように、本來は民衆の意志を代表する筈の三老や父老が次第に民衆から離れて、ボス化してゆく危険性もあつたに違いない。このように考えると、私共の前には新たに里の變貌または崩壞過程の追究という課題が姿をあらわしてくる。³⁴⁾そしてこのような里の動きに對して、漢王朝がどのように對應していったかということも、當然起つてくる問題である。しかしそれらはもはやこの小篇の目的の外にあるといふべきであらう。今は、私が、里の制度の靜態的考察のみに満足してゐるのではないことだけを強調するに止めたいと思う。

註

- ① 西嶋氏「中國古代帝國成立の一考察——漢の高祖とその功臣——」
歷史學研究一四一號（一九四九年）。
- ② 增淵氏「漢代における民間秩序の構造と任俠的習俗」一橋論叢
二六ノ五（一九五一年）。
- ③ 守屋「漢の高祖集團の性格について」歷史學研究一五八・一五
九（一九五二年）。
- ④ 私の前稿の所論は、西嶋氏のあげられた史料の限りでは氏の所
期の結論はでてこないことを指摘した點で意味をもつが、その
ことによつて西嶋氏の提起した問題が意義を失ふことはない。
その點については增淵氏の「中國古代社會の發展に關する戰後
の體系的把握の試みについて」（一九五三年、如水書房刊「現代
歷史學の新動向」所收）に詳しい。
- ⑤ 增淵氏はこの約のことを、一九五四年一月三日、京大人文科
學研究所における東洋史談話會の講演で發表し、さらに一月
三〇日、歷研古代史部會で口述された。氏の説の要旨は歷研一
七九號（一九五五・一）の「研究會だより」の中に掲げられてい
るが、拙稿脱稿までには纏つた論文としては發表されてゐない。
- ⑥ 前掲歷研一七九號。
- ⑦ 通行本には「父老此。三老孝弟官屬」に作るが、校勘記は鄂本に
よつて、此に作るのが正しいとしてゐる。
- ⑧ 通行本、龔正に作るが、里正の誤りであらう。
- ⑨ 史記卷七項羽本紀。
- ⑩ 史記卷九二淮陰侯列傳によると、韓信は劉邦に項羽に向つて舉
兵することをすゝめ、三秦の地の父兄の項羽並びに秦將に對す

る反感に乘せんことを説いている。

⑪ 史記卷一一七司馬相如傳。

⑫ 小畑達雄氏「漢代の村落組織に就いて」東亞人文學報一ノ四（一九四二年）。

⑬ 里の圍牆については劉興唐氏「里廬考」食貨三ノ一二參照。里の大きさは何依によれば八十戸、續漢書郡國志本注では百戸となつてゐるが、もとより概數であらう。戰國策齊策に七萬戸といわれる齊の臨淄は、說苑卷一奉使篇にみえる晏子の語によると三百閭となつてゐる。閭は里門のことといわれるが、そうだとすると一里平均二百三十餘戸となる。臨淄は人口稠密な都であるから、一般の農村の里の戸數はむしろこれより少かつたにちがいない。

⑭ 里門のことは小畑・劉氏共にふれておられる。

⑮ 史記卷九貨殖傳中の人、宣曲の任氏は自給節約の家約を以て閭里の率となつた。また漢書卷五路溫舒傳によると、溫舒の父は鉅鹿東里の人で、溫舒に羊を牧させていた。

⑯ 史記卷八張耳・陳餘傳によると二人は、秦が魏を亡ぼすと、陳に亡命し、里の監門となつており、秦が兩人を購求したとき、知らぬ顔をして、そのおふれを里中に告げて廻つた。里の「監門」は里吏の監督下であり（同傳）、韓非子五蠹篇に「堯の天下に王たるや……監門の服養と雖も、此よりも虧けず」とある如く、貧者の代名詞のようなものであつた（史記卷六六二世皇帝の言にも引用さる）。だが張耳・陳餘・酈食其・信陵君の客たる大梁の夷門の監者侯生及び路溫舒の父の如く、のちに傑出した人物が里の監門より起つてゐることは注目すべきである。

⑰ 史記卷九三廬綰傳。

⑱ 漢書卷七二王吉傳。

⑲ 漢書卷六八霍光傳、及び說苑卷一三權謀篇。

⑳ 史記卷五六陳丞相世家。陳平は富人張負の女孫を娶り、「贅用益々饒かに、遊道日々に廣し」と評せられていた。その兄から經濟的に自立してゐたことは疑いない。

㉑ 小畑氏前掲論文。

㉒ この二箇の性格について大庭・米田二氏より御教示を賜つたことを深く感謝する。賦錢が大司農を経ずして現地に直送されることが果してあつたかどうかについて私は疑問をいだき、兩氏の考え以外にこの箇を理解できないものかと随分考えてみたが、結局、別の解釋はでてこなかつた。

㉓ 賦錢集計の例は錢穀類（六四）六五・三「凡入賦錢卅萬八千八十」。

㉔ 賦錢を出して階長の奉に充てた例は、錢穀類（一四）三・六（一四）三・三、（二四）一・五・三、（四四）五・八。候史の例は、同（一〇）二・一・〇。令史の例は、同（三）二・三・三、（三）（四）四・三・三、二。候長の例は、同（五）三・五・五。

㉕ 增淵氏の任俠習俗に關する論文、一橋論叢二六ノ五。なお同氏の「漢代における巫と俠」にも少年に關する記載がある（「中國古代史の諸問題」所收。一九五四）。增淵氏の引用された外に、少年に關する史料を多少補足しよう。まづ、古くは鄭の相子産の死後、遊吉が刑を嚴にしなかつたと、鄭の少年相率いて盜をなして菴澤に處り、遂に鄭の禍をなさんとしたことがある（韓非子內儲說上七術）。次に陳涉起るや、齊の田儻は伴つて其の奴を縛し、少年を従えて狄の令の延に行き、謁して奴を殺さんとし、狄令に見ゆるや、令を聲に殺し（史記卷九四田儻傳）、同じ頃、昌邑の人彭越は鉅野の澤中に漁りし、群盜となつてい

たが、少年に擁立されて長となり(卷九〇彭越傳)、また同じ頃、高陽の人鄼商は少年を聚めて、東西に人を略し、數千を得ており(卷九鄼商傳)、文帝の子、彭離は驕悍にして人君の禮なく、昏暮、私かに其の奴や亡命の少年數十人と剽を行っている(卷五八梁孝王世家)。また有名な酷吏王溫舒は中尉となつて盜賊、惡少年を苛察し(卷一二二酷吏傳)、游侠の劇孟は博を好み、少年の戲多く(卷一二四游侠傳)、また游侠の郭解が己れを殺そうとした者に寛仁の態度を示すや、少年は之を聞いて、益々解の行を慕つた(同)。さらに趙廣漢は京兆の尹となつて、長安の少年數人が窮里の空舎で惡事を謀議しているところを捕えた(漢書卷七六趙廣漢傳)。次に王莽のとき、琅邪の女子呂母は、その子が縣の長官に殺されたのを恨み、貧窮の少年に厚くして百餘人を集め、海曲縣を攻めた(漢書卷九九下)。また王莽の亡ぶとき、長安城中の少年張魚等は、王莽の財寶が漢兵のために鹵掠されることをおそれ、室門を燒き、敬法闕なる殿を打毀つた(同)という。

②⑥少年が里における父老の規制からの脱落者であることは、たとえばかつては里の社祭において父老の賞讃をえた陳平が、陳涉の興つたとき、少年を従えて往いて魏王咎に事えたことから察せられる。その他、少年の多くが都會の一隅に巢喰つていたこと、或いは山野に剽盜を事としていた事實からもそういえると思う。

②⑦史記卷五三蕭相國世家。

②⑧この點については一九五四年、史學大會公開講演における板野長八氏の「道家の思想とその背景」なる發表に啓發される點が少くない。

②⑨漢書卷一上高帝紀。

③⑩三老については鎌田重雄氏「漢代郷官考」史潮七ノ一(一九三七)・櫻井芳朗氏「漢代の三老について」(加藤博士還曆記念東洋史集說所收、一九四一)に詳説がある。なお楊筠如氏に「三老考」(中山語言歷史學研究所週刊二集二十期)なる論文があるが、未見である。

③⑪勞幹氏「居延漢簡考釋證」卷一。氏は(二八・五・三)の「酒一石 丞致 朕且時使人問存」の一簡を冒頭に引き、耆老存問一般について述べている。

③⑫小畑氏前掲論文。私は父老より長老の方が包括するところが廣いのではないかと思う。

③⑬この稿成つてのち、宇都宮氏の大著「漢代社會經濟史研究」を拜見した。ところが氏も第二章「古代帝國史概論」三六頁・七八頁、第十一章「漢代における家と豪族」四四一頁・四五五頁(註二四)・四五六頁(註二五)等において、里・父老・三老等の問題を扱つておられるのを知つた。私は氏の二つの論文を十餘年前に讀んだのであるが、氏がその中でこれらの問題に論及しておられることは、新著に接するまですっかり忘れておつた。

氏の考えと私の考えとは多くの點で一致しており、特に本稿の内容に改變を加える必要はないのであるが、たゞ氏がすでに道破されたことを私が繰返して論述してしまつたところが若干ある。その一々について稿を改めるには紙幅も期日もないので、一應、そのことを附記して、宇都宮氏並に讀者諸氏の御諒承をお願いしておく。

③⑭漢代における里の變貌については大淵忍爾氏も「中國における民族的宗教の成立」(2)(歷史學研究一八一號、一九五五・三)の中でふれておられる。

(同)一九五五・一・二九脱稿稿(補稿)

Fu-lao (父老)

M. Moriya

What made possible the formation of the communities under the influence of Liu-pang (劉邦), the Kao-tsu (高祖) of the Han Dynasty in the early stage of his reign was the personal relations intimately connected among the members of the communities. This thesis was suggested by Mr. Masubuchi. But according to this view, it is difficult to make clear the process of the evolution of the absolute monarchy as we find in the Han Dynasty. The question why such a powerful government emerged from mere human relations still remains for us to be answered.

In connection with this an attempt was made to find in the fu-lao a clue to understand the social background of the Han Dynasty. The fu-lao was a social category unique in the communities toward the latter part of the Ch'in and the early part of the Han Dynasty, and in the li (里) it played a great rôle for the social discipline of the youngers. Originally Liu-pang and his dependents were the strangers to the li with the results of their repudiation of the control of the fu-lao. But since the first year of the second Emperor of the Ch'in Dynasty we are informed of the connection of Liu-pang with the fu-lao, which tells clearly his deliberate intention to grasp this underlying social unit. The autocratic state of Han had to be established through this *von unten* movement.